

当社取締役会の実効性に関する分析・自己評価結果

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化推進の一環として、少なくとも年に1回以上、取締役会の実効性を評価することとしております。

2025年度における取締役会の実効性に関する評価につきましては、2026年2月に実施いたしました。

<分析・評価方法>

取締役会の実効性に関する質問票を、すべての取締役および監査役に配布し、全員から回答を得ました。回答は、外部コンサルタントが匿名性を確保して集計するとともに、その内容について分析を行いました。なお、質問票の作成においては、これまでの当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組み・議論を踏まえ、以下を主な評価項目として設定しました。

<評価の主な項目>

1. 取締役会の役割・機能
2. 取締役会の構成・規模
3. 取締役会の運営
4. 内部統制等の整備
5. 社外取締役の活用
6. 株主・投資家との関係

上記のプロセス・内容で行われた外部コンサルタントによる分析結果が取締役に報告され、これを参考とし、取締役会において、取締役会の実効性に関する分析および自己評価を行いました。

<自己評価結果の概要および今後の対応>

1. 取締役会の特徴・強み
・活発的な議論及び取締役会の運営

取締役会における活発な発言があることは、コーポレート・ガバナンス上の強みとして定着している。また、年間の開催スケジュールや当日の時間配分、取締役会で決議された内容についてのフォローアップなども継続的に十分されている。

- ・役員トレーニングの実施・支援と監督体制等

回答者の評価に偏りがなく、多くのメンバーが強みとして認識している。

社外役員のため、視察や社員総会への参加の機会があることや、取締役会以外の場で社外取締役間の意見交換がされていることは、社外取締役及び経営陣とのコミュニケーションの充実化につながり、コーポレート・ガバナンス上の強みとなる。

内部通報制度等の監督体制が機能していることも、取締役会の強みとして認識されている。

2. 今後の課題・改善点

- ・中長期的な経営戦略に関する議論のための議事運営

特に、中長期的な経営戦略に関する議論等の機会の創出と議論の深化について課題がみられる結果となり、取締役会の審議・報告事項の見直しを行うとの整理がされた。

- ・取締役の指名・報酬に関する議論

東京証券取引所や機関投資家等からの要請を踏まえ、社外取締役の増員や後継者育成を含めた検討の余地があるものと整理された。

改善点として挙げられた事項については、当社のあるべきガバナンス体制をふまえ、引き続き課題解決に向けた取り組みを進め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に努めてまいります。